

令和 7 年度（2025 年度） 防府市奨学生募集要項

防府市では、向学心に富み、有能な資質を持っているが経済的理由によって修学することが困難な方に対して、将来社会に貢献しうる人材の育成を目的に学資の貸与を行います。

防府市奨学金の概要

- 月額最大 5 万円（一般奨学金 4 万円＋定住促進奨学金 1 万円）を無利子で借りることができます。
- 入学一時金として、一般奨学金の一部を初回にまとめて借りることができます。
- 大学等卒業後、継続して 3 年以上防府市に定住した場合、定住促進奨学金の返還が不要になります。

申請期間

令和 7 年（2025 年）2 月 3 日（月）～3 月 10 日（月）

奨学金の貸付を受ける方（防府市奨学生）の資格

- 1 本市に住所を有する方に扶養される方（またはこれに準ずる方）
- 2 学校教育法に規定する大学（短大可・大学院不可）・修業年限 2 年以上の専修学校の専門課程の学生または令和 7 年 4 月に入学予定の方
- 3 向学心に富み、性行が善良で、在学する大学等を卒業する見込みが確実な方
- 4 学資の支出が困難な方（※）
- 5 他の奨学資金の貸付を受けない方（併願可）

※学資の支出が困難な方…日本学生支援機構第二種奨学金の家計基準に準じる方
最新の所得課税情報（令和 5 年（2023 年）中）の収入・所得で審査します。

1 奨学金の種類

防府市奨学金は、一般奨学金と定住促進奨学金があります。

一般奨学金の一部は、入学一時金として初回（4月）の貸付時にあわせて借りることができます。（令和7年4月 入学者のうち、希望する場合）

※入学一時金の貸付を受ける場合は、貸付月額を減額します。

	一般奨学金	定住促進奨学金
貸付対象	防府市奨学生	大学等を卒業後継続して 3年以上防府市に定住する 意思のある方 ※定住促進奨学金のみの <u>貸付</u> <u>は不可。</u>
貸付金額 (月額)	3万円 または 4万円	1万円 ※一般奨学金に上乗せして 貸付。
入学一時金 (入学生のみ)	1万円または5千円に、 正規の修業月数を乗じた額 ※入学一時金を借りた場合、 一般奨学金の月額から1万 円または5千円減額。	
貸付利子	無利子	
貸付期間	在学する学校の正規の修業期間	
募集人数	20人以内	

防府市奨学金貸付例

貸付月額：一般奨学金 4万円 + 定住促進奨学金 1万円 = 5万円

貸付期間：4年（48か月） 振込回数：16回（3か月に1回）

入学一時金：1万円×48か月

奨学金の種類		初 回	2回目～16回目
一般奨学金	4万円	48万円（1万円×48か月分）	
		9万円（3万円×3か月分）	9万円（3万円×3か月分）
定住促進奨学金	1万円	3万円（1万円×3か月分）	3万円（1万円×3か月分）
振込1回あたり		60万円	12万円
貸付総額		240万円	

2 奨学金の貸付を受けるまでの手続き

（1）奨学生の申請

- ① 申請先 防府市教育委員会 教育部 教育総務課（本館8階）
- ② 申請期間 令和7年2月3日（月）～令和7年3月10日（月）
- ③ 申請書類
 - 奨学金貸付申請書（第一号様式）
 - 奨学生推薦調書（第二号様式）
 - ※大学等へ入学する場合は在学（出身）高校、既に在学している場合は在学学校において記入の上、提出してください。
 - 世帯全員の住民票 及び 保護者の最新の所得課税証明書
 - ※承諾書を提出した場合は不要。

（2）奨学生の仮決定

奨学生選考審査会の選考を経て、奨学生の仮決定をします。
仮決定通知の送付は、令和7年3月末頃の予定です。

（3）誓約書及び在学証明書の提出

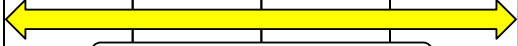
仮決定通知を受け取った方は、以下の書類を提出してください。

- 誓約書（連帯保証人2人の連署が必要）
- 在学証明書（大学へ進学される場合、入学後の提出）

（4）奨学生の決定・奨学金の貸付

- ① 誓約書及び在学証明書の提出後、奨学生として決定した方へ奨学生決定通知書を送付します。
 - ② 奨学金は毎年度四期に分けて（4月、7月、10月及び翌年1月）指定された口座へ振り込みます。
- ※入学一時金を申込みされた方は、初回の貸付（4月中～下旬予定）とあわせて振り込みます。
- ③ 奨学生は奨学金の貸付にあたり、毎年度末に学業成績証明書の提出が必要です。

申請から貸付までのスケジュール

2月			3月			4月		
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
 (1) 申請					(2) 仮決定通知送付	(3) 誓約書等提出	(4) 決定通知書送付	初回貸付

3 奨学金の休止・取消

（１）奨学生が休学及び留年した場合、その期間中、奨学金の貸付を休止します。

（２）次の場合には、奨学金の貸付を取り消します。

- ① 疾病その他の理由により卒業の見込みがなくなったとき。
- ② 奨学金を必要としなくなったとき。
- ③ 休学又は転学を承認しがたいとき。
- ④ その他奨学生として適当でないとき。

4 奨学金の返還

（１）奨学金借用証書の提出

次の場合、奨学金借用証書（連帯保証人2人の連署が必要）を提出してください。

- ①大学等を卒業または退学した場合
- ②大学等の就学中に防府市奨学金の貸付を辞退した場合
- ③その他の事由により防府市奨学金の貸付を取り消しとなった場合

（２）返還の開始・・・卒業の月の1年後から返還が開始となります。

※退学・辞退等の事由で貸付が取り消されたときは、その事由が生じた月の1年後から奨学金の返還が開始となります。

（３）返還期間・・・卒業の月の1年後から貸付を受けた期間の3倍の期間

- ・月賦、半年賦又は年賦による返還
（1月に満たない端数期間があるときは、これを切り上げて得た期間）
- ・全部又は一部の繰上返還可能。

（４）返還方法

防府市指定金融機関での口座振替による返還

※納付書による返還も可能。（返還方法は途中で変更可能）

（５）返還の猶予

疾病その他の事由で奨学金の返還が困難となった方については、願い出により返還の期間を猶予することができます。

防府市奨学金 返還例

貸付月額	貸付期間	貸付総額	返還期間	返還月額
30,000 円	4 年間 (4 8 か月)	1 4 4 万円	1 2 年間 (1 4 4 か月)	10,000 円
40,000 円		1 9 2 万円	1 2 年間 (1 4 4 か月)	13,333 円
50,000 円		2 4 0 万円	1 2 年間 (1 4 4 か月)	16,666 円

※端数は初回の返還に合算します。

※定住促進奨学金返還支援制度を利用するために定住促進奨学金の返還猶予を受ける方は、一般奨学金のみの返還となります。

5 定住促進奨学金の返還支援について

(1) 対象者 次の要件をすべて満たす方

- ①防府市奨学生のうち、定住促進奨学金の貸付の決定を受けた方
- ②大学等卒業後、継続して3年以上防府市内に定住した方

(2) 支援内容

定住促進奨学金の貸付を受けた方が、大学等卒業後、継続して3年以上防府市内に定住した場合、定住促進奨学金貸付額（全額）の返還を市が補助します。

＜例＞ 定住促進奨学金4年間貸付の場合

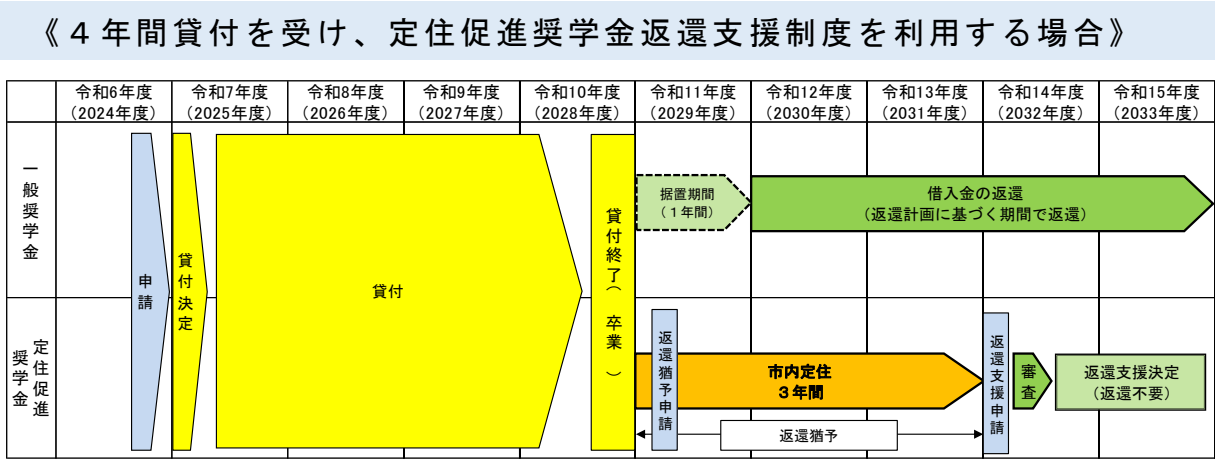
→ 貸付総額48万円（月額1万円×4年）の返還を市が補助します。

(3) 定住促進奨学金の返還支援までの流れ

- ①卒業等による貸付終了後、定住促進奨学金返還猶予の申請を行います。
- ②卒業後3年間、返還猶予を受けます。
- ③市内定住が継続して3年を超えた時点で、定住促進奨学金返還支援の申請を行います。
- ④申請内容の審査後、返還支援が決定した場合、定住促進奨学金貸付額の全額を市が補助します。

※大学卒業後3年未満で防府市外へ転出した場合は、定住促進奨学金を返還していただくこととなります。

※一般奨学金は、返還支援の対象になりません。（貸付終了から1年後に返還開始となります。）



防府市奨学金 Q & A

奨学生申請手続きについて

- Q 1. 令和7年4月に大学へ進学予定です。
- 第1希望の大学の試験結果（可否）が申請期間後に発表されます。
- このため、申請時に進学先が決定していません。入学予定学校はどの学校を記入したらよいですか？
- A 1. 申請時点で入学する見込みの高い学校（第1希望等）を記入してください。
- 申請書に記載の入学予定学校と実際の入学学校が異なった場合でも、奨学生の決定に影響はありません。
- Q 2. 現在大学に通っている在学学生です。入学一時金の申請はできますか？
- A 2. 申請時点で大学等に在学している場合、入学一時金の申請はできません。
- Q 3. 防府市奨学金の申請と併せて、日本学生支援機構貸与型奨学金の申請をします。
- 併せて奨学金を借り受けることはできますか？
- A 3. 防府市奨学金は他の貸与型奨学金と併用はできません。
- ただし申込は可能ですので、申請時に他の貸与型奨学金の申請状況を申請書に記入してください（併願していることは選考に影響しません）。
- この場合、防府市奨学金の仮決定通知後に、防府市奨学金か日本学生支援機構貸与型奨学金のどちらを借り受けるか選択してください。
- Q 4. 防府市奨学金の申請と併せて、日本学生支援機構の給付型奨学金の申請をします。
- 併せて奨学金を受けることはできますか？
- A 4. 防府市奨学金は他の給付型奨学金と併用は可能です。

奨学生仮決定後の手続きについて

Q 5. 令和7年度奨学生に仮決定しました。しかし、併願中の他の貸与型奨学金の結果が出ないため、締切までに辞退する奨学金を決めることができません。

手続き等はどのようにしたらよいですか？

A 5. 他の貸与型奨学金の採用結果が不明等の理由で、仮決定通知でお知らせする締切日までに誓約書等が提出できない場合は、教育総務課へ御相談ください。

また、他の貸与型奨学金を受けることになった場合は、防府市奨学金の辞退手続きが必要になりますので、同様に締切日までに御相談ください。

Q 6. 令和7年度奨学生に仮決定しました。しかし、進学先が決まらず、浪人することになりました。予備校生として奨学金の貸付を受けることはできますか？

また、令和8年度に令和7年度奨学生の仮決定は持ち越されますか？

A 6. 令和7年度に入学しなかった場合、奨学金の貸付を受けることはできません。

また、令和7年度奨学生の仮決定は令和7年度に限りますので、令和8年度に改めて申請してください。

Q 7. 防府市奨学生に決定しました。初回の奨学金は、いつ頃・誰の口座に振り込まれますか？

A 7. 書類の提出状況等により前後しますが、4月中～下旬に奨学生の口座に振り込みを行う予定です（振込日や振込金額は通知します）。

一時金を申請された方へは、初回の振り込み時に合算して振込を行います。

なお、振込口座指定書類は、誓約書等とあわせて提出してください。

申請・問合せ先

〒747-8501 山口県防府市寿町7番1号
防府市教育委員会 教育部 教育総務課（本館8階）
電話：0835-25-2144 FAX：0835-23-3011
E-mail：kyouiku@city.hofu.yamaguchi.jp